

# 労働 やみざき

## 主な内容

ワークライフバランス講演会を開催します！	1
ハートトレーニング（職業訓練）の受講生を募集します！	2
令和2年度後期技能検定を実施します	2
県立産業技術専門校令和3年度入校生募集	3
ハッピーライフローンのご案内	3
中小企業退職金共済制度のご案内	3
みやざき女性・高齢者就業支援センターを開設します！	4
「仕事と生活の両立応援宣言」のご案内	4
「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度のご案内	4
宮崎労働局からのお知らせ	5
外国人雇用に関する個別相談会の開催	6
最低賃金が改定されます	6
全国労働衛生週間のお知らせ	6
労働相談Q&A	7
新卒採用企業応援事業のお知らせ	8

2020.9 no.446



## ワークライフバランス講演会を開催します！

働き方や価値観の多様化が進み、企業には「働きやすい職場」「働きがいのある職場」の構築が求められています。本講演では、職場環境の整備や、魅力ある職場づくりについてお伝えします！

令和2年10月19日(月) 13:30~15:00(受付13:00~)

場所:宮崎県防災庁舎7階 参加料:無料

### 講演テーマ・講師のご紹介

「多様な働き方(テレワークや時差出勤)導入に向けた労務管理」

みやざき働き方改革推進支援センター

井手 真弓(特定社会保険労務士)

横山 由美(国家資格キャリアコンサルタント)



「若者が誇りを持って働ける職場づくり」

有限会社サンエク

代表取締役 白川 良一



宮崎県働きやすい職場「ひなたの極」認証企業

### ◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL:0985-26-7106 / FAX:0985-32-3887

E-mail: koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

皆さまのご参加をお待ちしております！

ワークライフバランス講演会

検索



## ハロートレーニング(職業訓練)の受講生を募集します!

県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能(パソコンスキル・介護等)を習得し、早期に就職するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

### 1 受講対象者

ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん(受講指示、受講推薦又は支援指示)を受けられる方

### 2 受講料

無料です。(ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受検料等は実費負担)

### 3 申込方法

お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。宮崎県のホームページや宮崎労働局のホームページにおいて、これから受講可能な職業訓練を掲載していますのでご覧ください。

詳細については、お近くのハローワークへお尋ねください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課 人材育成担当 TEL: 0985-26-7107  
宮崎県立産業技術専門校 TEL: 0983-42-6505

## 令和2年度後期技能検定を実施します

### ◇技能検定とは?◇

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

### 1 受験申請受付

令和2年10月5日(月)から10月16日(金)まで

### 2 受験案内交付場所

宮崎県雇用労働政策課、宮崎県職業能力開発協会及び最寄りの市町村役場で交付します。

### 3 実施日

令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの期間で別途指定します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止又は延期となる場合があります。

### 4 合格発表日

令和3年3月19日(金)



### ◆お問合せ先◆

宮崎県職業能力開発協会 TEL: 0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL: 0985-26-7107

### ◇お知らせ◇

#### 1 本人確認書類の提出

受験申請時に、本人確認書類(写し)の提出が必要となります。

(例)運転免許証、日本パスポート、健康保険被保険者証、住民票、生徒手帳、学生証、在留カード、外国パスポート、マイナンバーカード等

#### 2 若年者の実技試験受験手数料減免

35歳未満の方が2、3級技能検定実技試験を受ける際の受験料が一部減免されます。受験申請の際、上記書類により「実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない」ことを確認させていただきます。

# 県立産業技術専門校 令和3年度入校生募集

県立産業技術専門校（西都市）では、令和3年4月からの入校生（2年課程）を募集します。  
充実した施設で、ものづくりの心と技を育むことができ、就職率はほぼ100%を誇ります。

**募集対象**：高等学校卒業生（予定者）またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者  
（令和3年4月1日現在で満18歳以上の者）

**募集人数**：木造建築科、構造物鉄工科、電気設備科、  
建築設備科 各6～10名程度  
※推薦入試の合格者数によって変わりますので、  
当専門校のホームページでご確認ください。

**願書受付期間**：令和2年10月12日（月）～10月26日（月）

**提出書類等**：入校願書、入校志願理由書、調査書、  
入校試験手数料2,200円（県の収入証紙）  
（既卒者は上記に加え、履歴書、卒業証明書）

**選考日**：令和2年11月2日（月）

**選考方法**：筆記試験（国語、数学）、適性検査、面接

**選考場所**：県立産業技術専門校（西都市）

**合格発表**：令和2年11月10日（火）



## ◆お問合せ先◆

宮崎県立産業技術専門校

TEL:0983-42-6501 FAX:0983-42-6511



<http://www.miyazaki-sangi.ac.jp>

宮崎県立産業技術専門校

検索



## ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。  
県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。



項目	教育資金	生活資金
年利(固定金利)	1.3%	2.9%
限度額	500万円	100万円
返済期間	10年以内(最長4年の元金据置可)	5年以内



※融資には九州労働金庫の審査があります。また、別途保証料がかかります。

◆お問合せ先◆九州労働金庫 宮崎県内各営業店

ローンセンター宮崎(0985-26-9207)、延岡支店(融資部門)(0982-35-6657)、都城支店(融資部門)(0986-23-2257)、他8店舗

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入し  
やすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ①国の制度だから安全・安心！  
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ②社外積立でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokuin.go.jp/>



# みやぎ女性・高齢者就業支援センター 開設します！（10月5日オープン）

現在職についていない女性や高齢者の方を対象に、就業相談や求人情報とのマッチング等を行うほか、企業の皆さまを対象に、求人の際のポイントや業務・シフトの細分化など、人材確保に向けたコンサルティング等を行います。

利用料は無料で、どなたでもお気軽にご利用いただくことが可能です。

**まずは、お問合せいただくか、HPをご確認ください！**



## みやぎ女性・高齢者就業支援センター

場所：宮崎市錦町1-10 KITEN7階(宮崎駅徒歩1分)

利用時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後6時 TEL:0985-41-8650



◎週に1回、都城及び延岡でも出張相談を行います。

### ★都城★

場所：都城市松本町4街区14号 都城市総合福祉会館

利用時間：毎週火曜日(祝日・年末年始除く) 午前10時～午後3時

### ★延岡★

場所：延岡市愛宕町2-15 総合庁舎内

利用時間：毎週木曜日(祝日・年末年始除く) 午前10時～午後3時

みやぎの女性・高齢者を対象とした求人・求職者情報を探せるサイト「みやぎ女性・高齢者人材バンク」も開設します。是非一度ご覧ください。

みやぎ女性・高齢者就業支援センター

## 仕事と生活の両立応援宣言 のご案内

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広くご紹介させていただきます！



### ～新しい登録企業のご紹介～

#### ◇7月登録◇

・幼保連携型認定こども園  
あおき保育園

・株式会社  
名古屋精密金型 宮崎工場

・古城認定こども園

#### ◇8月登録◇

・学校法人 宮崎総合学院

・株式会社 りんごの里

・SOMPOひまわり生命保険  
株式会社宮崎支社

・有限会社 藤田資材

#### ◇9月登録◇

・株式会社 西條組

・株式会社 塩川産業

・エムネクスト株式会社 高鍋事業所

・旭洋建設株式会社

・宮崎パワーライン株式会社



宮崎県 仕事と生活の両立



仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を認証する制度です。9月25日現在で24社が認証されています。随時申請可能ですので、貴社も目指してみませんか？

#### ◆お問合せ◆

雇用労働政策課 TEL:0985-26-7106

ひなたの極



# ～宮崎労働局からのお知らせ～

## 職場におけるハラスメント対策は万全ですか？

- 令和2年6月1日から **パワハラ対策** が **義務** となっています -

**パワーハラスメント**とは、

「①優越的な関係を背景とした」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により」「③就業環境を害すること」(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)をいいます。

代表的な言動の累計		該当すると考えられる例
1	身体的な攻撃	殴る蹴る、物を投げつけるなど
2	精神的な攻撃	人格否定、大声での叱責など ※性的指向・性自認に関する侮辱的な言動も含む
3	人間関係からの切り離し	長期間にわたる隔離、仲間外しなど
4	過大な要求	明らかに不要な業務の強制など
5	過少な要求	合理性なく、程度の低い仕事を与えるなど
6	個の侵害	私的なことに過度に立ち入る、性的指向・性自認や病歴、不妊治療など同意なく暴露するなど

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

### ➤ 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ➤ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

### ➤ 職場におけるパワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと
- ⑦行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること ※⑥⑦は事実確認ができた場合、⑧はできなかった場合も同様

### ➤ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索 

## 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

0985-38-8821

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日除く)

県内各労働基準監督署・ハローワークにも特別相談窓口を設置しています。

問合せ先：宮崎労働局 雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821

## 外国人雇用に関する個別相談会の開催

将来的に、少子高齢化・人口減少に伴う労働力人口の減少が見込まれています。  
宮崎県においても、この人手不足を改善すべく、外国人を雇用する企業が増えてきました。

外国人雇用をお考えの企業を対象に、行政書士による個別相談会を開催します。  
(※ 消毒、飛沫防止パネル設置等、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じます。)

### 【主な相談事例】

- 「どのような業種、職種でも外国人を雇用できるの？」
- 「技能実習生を雇い入れたいけど、どのような準備が必要なの？」

### 【直近の予定】

令和2年10月21日(水) 13時～16時 延岡総合庁舎 201号会議室 (延岡市愛宕町2丁目15)  
令和2年11月25日(水) 13時～16時 みやぎ外国人サポートセンター (宮崎市橘通東4-8-1)  
※その後の予定は、県ホームページで御確認ください。

宮崎県 外国人雇用に関する相談会

検索

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染拡大状況によっては中止となる場合がありますので、最新の情報は県ホームページで御確認ください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県行政書士会 TEL: 0985-24-4356 E-mail: info@mz-gyousei.org



## 宮崎県最低賃金が10/3から時間額793円に改定

- 宮崎県(地域別)最低賃金は、本年10月3日から「時間額793円」に改定されます。
- 最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

### ◆最低賃金に関するお問合せ先◆

宮崎労働局労働基準部賃金室 (TEL: 0985-38-8836) または最寄りの労働基準監督署まで

## 全国労働衛生週間のお知らせ

- 毎年10月1日から10月7日までは、全国労働衛生週間です。
- 労働者の健康の保持・増進のためには、健康障害の防止や健康診断の結果に基づく措置などのほか、メンタルヘルス対策への取組も重要です。
- この全国労働衛生週間を機会に、県内の各事業所においても労働衛生管理活動を推進するとともに、労働者自らも職場の健康管理活動の中からご自身の健康状況の把握と改善に努めましょう。

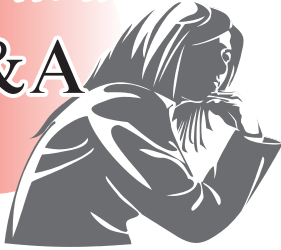
スローガン

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL: 0985-26-7106

## 労働相談

## Q&amp;A



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q** コロナウイルスの感染拡大によって、副業・兼業のニーズが高まっていますが、雇用されて副業・兼業を行った場合の雇用保険などの適用はどうなっていますか。

**A** 現行の規定は以下のとおりです。(副業・兼業の視点から、それぞれの制度の概略を記載しています。)

(1) 雇用保険について

・雇用保険については、同時に複数の事業主に雇用されている者が、それぞれの雇用関係において被保険者要件を満たす場合、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみ被保険者となります。

(2) 厚生年金保険、健康保険について

・厚生年金保険・健康保険については、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても適用されません。

また、同時に複数の事業所で就労している者が、それぞれの事業所で被保険者要件を満たす場合、被保険者はいずれかの事業所の管轄の年金事務所及び医療保険者を選択し、その選択された年金事務所及び医療保険者において各事業所の報酬月額を合算して標準報酬月額を算定し、保険料を決定します。その上で、各事業主は、被保険者に支払う報酬の額により按分した保険料を、選択した年金事務所及び医療保険者に納付することになります。

(3) 労災保険について

・労働者が、自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合、1つの就業先から他の就業先への移動時に起こった災害については通勤災害として労災保険給付の対象となります。

・事業主は、労働者が副業・兼業しているかにかかわらず、労働者を1人でも雇用していれば労災保険の加入手続を行う必要があります。これまでは、労災保険制度は労働基準法における個別の事業主の災害補償責任を担保するものであるため、その給付額については、災害が発生した就業先の賃金分のみに基づき算定されていました。

・令和2年9月1日に施行された改正労働保険法により、給付額の算定方法等が変更されましたので、副業・兼業に関係する部分の改正概要をご紹介します。

①休業をした場合等の給付額がすべての勤務先の賃金額を基に決まります。

(改正前) 事故が起きた勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定。

(改正後) すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定。

②すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)が総合的に評価され労災認定されます。

(改正前) それぞれの勤務先ごとの負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断。

(改正後) それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価できない場合は、すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/日南/都城/延岡) [宮崎県中小企業労働相談所](#)

[検索](#)

[労働相談専用ダイヤル](#) TEL:0985-44-2618

◆お問合せ先◆宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106



## 宮崎県内に事業所をお持ちの事業主のみなさまへ

# 新卒採用企業応援事業のお知らせ

宮崎県では来年3月卒業予定の高校生や大学生等に対する県内事業者の早期採用内定を後押しするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下における事業所の情報発信力の強化や多様な採用手法の導入に向けた取組を支援します。

### 新卒採用応援事業

高校や大学等の新規卒業者に採用内定を出した県内事業者に対して、採用(内定)1人につき10万円の支援金を支給します。

**ポイント!** 1人を採用するごとに10万円支給

#### 申請について

**申請期間** 令和3年2月1日から令和3年3月15日まで

**申請要件** 令和2年度卒業予定者等を令和3年1月15日までに採用内定していること

**提出書類** 内定者からの入社承諾書、誓約書等

**その他** 申請予定の場合、県HPから事前登録をしていただくと、申請の詳細を公開次第、メールにてお知らせします(1月頃を予定)。



◀事業案内及び仮登録ページ(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/20200825181612.html>)

県HPトップからは、

トップ>しごと・産業>労働・雇用>就労支援>新規学卒者を採用する企業等に給付金を支給します!

### 多様な採用手法導入等支援事業

県内事業所が行う、自社ホームページの情報発信強化やWEB面接等多様な採用手法の導入に要する経費を助成します。

【補助率】3/4以内

【補助上限額】100万円

**ポイント!** 事業所の魅力や求人情報発信、採用のWEB化にかかった費用を助成

#### 申請について

**申請期限** 令和3年3月31日まで又は予算上限に達するまで

**申請対象** 原則、交付決定日以降に支出した以下の費用

- ・インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費
- ・事業所の魅力や採用情報を発信するHPの新設や改修等に要する経費
- ・その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く周知するために必要な経費

**申請方法** 県HPから交付申請書等をダウンロードし、必要書類とあわせて、下記申込先へ御提出ください。詳細については、県HPを御覧ください。



◀事業案内ページ(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/20200806094136.html>)

県HPトップからは、

トップ>しごと・産業>労働・雇用>雇用対策>多様な採用手法導入等支援事業補助金

お問合せ先  
お申込先

宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当  
電話:0985(26)7105/FAX:0985(32)3887  
E-mail:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

